

令和6年第2回矢掛町議会第1回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和6年3月4日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午前11時27分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	川 上 淳 司	出	10	花 川 大 志	出
11	土 田 正 雄	出	12	浅 野 毅	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 岡 敦   | 副 町 長     | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長       | 山 部 英 之 | 企画財政課長    | 松 嶋 良 治 |
| 町 民 課 長     | 妹 尾 茂 樹 | 税 務 課 長   | 妹 尾 一 正 |
| 健康子育て課長     | 小 川 公 一 | 福祉介護課長    | 稲 田 由紀子 |
| 産業観光課長      | 池 田 敏 之 | 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 |
| 上下水道課長      | 平 井 勝 志 | 教 育 課 長   | 藤 原 徳 忠 |
| 病 院 事 務 長   | 坪 田 芳 隆 | 会 計 管 理 者 | 稲 田 欽 也 |
| 介護老人保健施設事務長 | 小 出 優 子 | 総務防災課長代理  | 立 川 人 士 |
| 企画財政課財政係長   | 石 井 亮太郎 |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告

- 日程第 4 議案第 2 号 矢掛町監査委員条例等の一部を改正する条例制定について  
議案第 3 号 矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について  
議案第 4 号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 5 号 矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 6 号 矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 7 号 矢掛町開発事業の調整に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 8 号 矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 9 号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 10 号 矢掛町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 11 号 やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 12 号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 13 号 矢掛町介護保険条例等の一部を改正する条例制定について  
議案第 14 号 矢掛町営駐車場条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 15 号 矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 16 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について  
議案第 17 号 町道の路線認定について  
議案第 18 号 権利の放棄について  
議案第 19 号 令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 9 号）について  
議案第 20 号 令和 5 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について  
議案第 21 号 令和 5 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について  
議案第 22 号 令和 5 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開会

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。

一昨日2日、国会では令和6年度予算が衆議院を通過しました。一般会計112兆5,717億円の中には、1月に発生した能登半島地震の復旧復興に充てるため、予備費として1兆円規模の財源が確保されており、その取組の加速が期待されます。被災自治体の住民の方々、そして、日夜対応に当たっておられる自治体職員の皆様には、一刻も早く本当の意味での春が来ることを切に願うものであります。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第2回矢掛町議会第1回定例会を開会いたします。

なお、原田秀史君より病院に通院のため、本会議に遅れる旨の申出がありましたので、御報告いたします。また、病院管理者におかれては、診療業務のため、本日の会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。さらに、総務防災課長より本定例会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、併せて御報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（花川大志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、3番福田京子君と、4番岸野榮治君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（花川大志君）** 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日4日から18日までの15日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から18日までの15日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（花川大志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

○町長（山岡 敦君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第2回矢掛町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、先月18日に開催されました第36回矢掛本陣マラソン大会では、多くのランナーが沿道から声援を受けながら力いっぱい駆け抜けられました。このように盛大に開催することができましたのも大会参加者をはじめ、本大会を支えていただいた多くの関係者の御協力と御努力の賜物であり、心から感謝申し上げます。

さて、国では令和6年度の予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響からは脱却したも

の物価高騰や円安の進行など先行き不透明な状況が続いている中で、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れをつかみ取る予算、特にこども政策やデジタルの推進、令和6年能登半島地震への対応などへの予算が挙げられております。

一方、岡山県の令和6年度一般会計予算につきましては、教育の再生、産業の振興に加え、待った無しの課題である少子化対策に特に重点を置いた予算編成となっております。

そして、本町におきましては、本年5月に矢掛町合併70周年という節目の年を迎えます。こうした中であって、議会をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を賜りながら、あらゆる施策を展開する中で多角的な事業を積極的に推進することが出来ておりますことに感謝申し上げます。

そして、新年度におきましては、議員をはじめ町民の皆様との対話を重視し、そしてニーズにお応えし、笑顔があふれるまちづくりの実現に向け、少子化対策、健康推進、介護や福祉の充実、そしてまた教育対策や産業振興対策等々均衡を図りながら、皆様とともに進めてまいりたいと思っております。

更なる町民生活の充実につながりますよう取り組んでまいりますので、一層の御支援・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、本定例会で御審議をお願いいたします案件は、条例の一部改正が14件、過疎計画の変更について1件、町道の路線認定について1件、権利の放棄について1件、令和5年度各会計補正予算が4件、令和6年度各会計予算が10件の計31議案でございます。どうか、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。また、本定例会では一般質問をお受けすることにいたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。報告事項は、7件でございます。

まず、報告第1号、こども家庭センターの設置について、御報告申し上げます。

令和6年4月1日に、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談機関として、“こども家庭センター”を設置することといたしました。こども家庭センターは、児童福祉法等の一部を改正する法律に基づき、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を目的として整備するものでございます。

こども家庭センターには、保健師や社会福祉士などの専門職を複数——6名でございますが配置し、妊産婦や児童の福祉に関する相談、母子健康に関する相談に応じるほか、支援を必要とする子どもや妊産婦等へのサポートプランを作成し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を提供してまいります。また、こども家庭センターには、母子保健と児童福祉について知識と経験を有する統括支援員を配置し、母子保健、児童福祉双方について切れ目ない支援を行ってまいります。

報告第2号、新型コロナウイルス感染症対策について、御報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月に感染症予防法の5類感染症に位置付けが変更され、基本的感染対策について政府が一律の対応を求めることはなくなり、行動制限やマスク着用などの対策が大きく緩和されました。

新型コロナワクチン接種につきましては、今年度中は以前に引き続き全額公費により接種の機会が提供されましたが、接種率は全年齢で30パーセント程度、高齢者で50パーセント程度でございました。

新型コロナワクチンの全額公費による接種は、令和6年3月31日で終了し、4月以降については、新型コロナウイルス感染症は予防接種法上のB類疾病となり、季節性インフルエンザと同じ定期接種の位置付けとなります。この定期接種の対象者は、65歳以上高齢者等の重症化リスクの高い方で、年1回、秋冬の時期に一部費用負担はありますが接種を受けることができます。

高齢者など定期接種の対象者でない方が新型コロナワクチンの接種を希望する場合は、任意接種として全額自費となります。なお、接種費用等については、決定次第、広報やかけ等でお知らせさせていただきます。

報告第3号、第9期矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について、御報告申し上げます。

議員の皆様のお手許に配付いたしておりますので、御覧いただきたいと存じます。この計画につきましては、老人福祉法及び介護保険法に基づきまして老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、保健福祉サービスと介護保険サービスを総合的に展開することを目指すものであります。

なお、介護保険事業計画には、これまでの実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険サービス等の利用量の推計を行い、第1号被保険者の介護保険料を算定しております。この計画の策定に際しましては、介護保険運営協議会にお諮りし、慎重な審議をいただくとともに対象者のニーズ調査を実施するなど多くの御意見を反映した答申をいただいているところでございます。御尽力いただきました委員の皆様をはじめ調査に御協力いただいた皆様にこの場をお借りして厚くお礼を申し上げます。なお、計画書の詳細な内容につきましては、広報紙やホームページ等で住民の皆様には十分周知するとともに、今後、計画に則った施策を展開してまいりたいと考えておりますので、その推進に一層の御理解と御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

報告第4号、第5期矢掛町障害者計画及び第7期矢掛町障害者福祉計画・第3期矢掛町障害児福祉計画の策定について、御報告申し上げます。

お手許に2つの計画書を配付させていただいておりますので、御覧いただきたいと存じます。

第5期の障害者計画につきましては、障害者基本法に基づきまして、令和6年度から令和11年度までの6年間の障害者施策全般に関する基本的な計画について定めたものでございまして、国の障害者基本計画と県の岡山県障害者計画を踏まえたものでございます。

また、第7期の障害福祉計画と第3期の障害児福祉計画につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法と児童福祉法に基づきまして、令和6年度から令和8年度までの3年間の障害福祉サービスの提供に関する実施計画と障害児通所支援等の提供に関する実施計画でございます。

この2つの計画の策定に際しましては、昨年8月に設置いたしました策定委員会にお諮りし、慎重な審議をいただくとともに、対象者のニーズ調査を実施するなど多くの御意見を反映した答申をいただいているところでございます。御尽力いただきました委員の皆様をはじめ、調査に御協力いただいた皆様にこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。なお、計画書の詳細な内容につきましては、広報紙やホームページなどで住民の皆様には十分周知するとともに、今後、計画に則った施策を展開してまいりたいと考えておりますので、その推進に一層の御理解と御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

報告第5号、東川面浄水場竣工式の開催について、御報告申し上げます。

議員の皆様には既に御案内を差し上げておりますが、令和3年度から東川面地区に整備を進めております東川面浄水場の竣工式を令和6年3月28日の木曜日午前10時から開催いたします。この浄水施設の完成により、地震や洪水など災害への対策が強じんなものになるとともに、より一層安全・安心な浄水を町民の皆様にお届けできることとなります。

議員の皆様には、お繰り合わせの上御出席いただきますようお願い申し上げます。

報告第 6 号、令和 6 年春の交通安全県民運動について、御報告申し上げます。

毎年行われております春の交通安全県民運動が、4 月 6 日の土曜日から 15 日の月曜日までの 10 日間、“交通ルール 守って笑顔 晴れの国”をスローガンに県下一斉に行われます。

矢掛町では、春の交通安全県民運動期間中、警察署や関係団体の皆様と協力しながら交通事故ゼロを目指し更なる交通安全の周知徹底を図ってまいります。

町民の皆様におかれましては、改めて、交通ルールは絶対を守る、自分の安全は自分で守る、そして事故は起こさないという強い気持ちを持って交通事故防止に努めていただきたいと思います。

どうか、議員の皆様におかれましても、引き続き、交通事故ゼロを目指し交通安全にお取り組みいただきますようお願い申し上げます。

報告第 7 号、矢掛町合併 70 周年記念式典の開催について、御報告申し上げます。

矢掛町は、昭和 29 年 5 月 1 日に 1 町 5 村が合併し、令和 6 年 5 月 1 日で 70 周年を迎えるところでございます。この節目となる機会をとらえ、本町がこれまで歩んできた歴史を振り返りますとともに夢と希望があふれる本町の更なる発展と飛躍を祈念いたしまして令和 6 年度に合併 70 周年記念事業を実施する予定でございます。

その先駆けといたしまして、合併 70 周年記念式典を令和 6 年 4 月 23 日の火曜日、やかげ文化センターを会場に開催することといたしております。

内容といたしましては、町政発展のために御尽力を賜りました方々への表彰状及び感謝状の贈呈、午後からは第 2 部といたしまして株式会社モンベルの辰野 勇会長によります特別記念講演を予定いたしております。

議員の皆様には、お繰り合わせの上、御出席いただきますようお願い申し上げます。

報告は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。次に、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。さらに、請願の提出がありましたので、請願文書表のとおり配付いたしておりますから、御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第 4 議案第 2 号 矢掛町監査委員条例等の一部を改正する条例制定について

議案第 3 号 矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について

議案第 4 号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 5 号 矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 6 号 矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について

議案第 7 号 矢掛町開発事業の調整に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 8 号 矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 9 号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第 10 号 矢掛町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について

議案第 11 号 やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第 12 号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第 13 号 矢掛町介護保険条例等の一部を改正する条例制定について

議案第 14 号 矢掛町営駐車場条例の一部を改正する条例制定について

議案第 15 号 矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

議案第 16 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

議案第 17 号 町道の路線認定について

議案第 18 号 権利の放棄について

議案第 19 号 令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 9 号）について

議案第 20 号 令和 5 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 21 号 令和 5 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

議案第 22 号 令和 5 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）について

**○議長（花川大志君）** 日程第 4、議案第 2 号から議案第 15 号までの条例改正案件 14 件、議案第 16 号の矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更案件 1 件、議案第 17 号の町道の路線認定について 1 件、議案第 18 号の権利の放棄案件 1 件、また議案第 19 号から議案第 22 号までの令和 5 年度補正予算案件 4 件の計 21 件を一括議題といたします。

それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第 2 号から議案第 22 号までの 21 議案について提案理由を御説明申し上げます。

はじめに、議案第 2 号から議案第 15 号までにつきましては、条例の一部改正に関するものでございますが、いずれも地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まずは、議案第 2 号、矢掛町監査委員条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが、この改正は、地方自治法の一部改正により条ずれが生じたため、当該条文を引用する 6 つの条例につきまして、必要な規定の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 3 号、矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、企画財政課を企画課と財政課に、健康子育て課を健康推進課とこどもみらい課にそれぞれ分割し、現在の総務防災課デジタル推進室と産業観光課地域振興係を企画課の所管とするものでございます。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 4 号、矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第 5 号、矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、地方自治法の一部改正により、令和 6 年度からパートタイム会計年

度任用職員への勤勉手当が法律上可能となったことや、併せて総務省の運用マニュアルの改正により、フルタイム会計年度任用職員へ勤勉手当を支給できるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 6 号、矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、団員の定数を変更するものでございます。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 7 号、矢掛町開発事業の調整に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、この条例は、開発事業の実施の基準・手続、その他地域の適正な開発に関し必要な事項を定めることにより、現在及び将来の町民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的に定められているものでございます。

今回の改正は、近年の災害リスク・環境に対する意識の高まりや国・県の許可基準を踏まえ、民間の開発事業を適正に把握し指導を行うために、社会経済情勢の変化を捉えた手続・基準等へ改正するものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 8 号、矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関連する規定の整備を行うものであります。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 9 号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、地方税法及び地方税法施行令が一部改正されたことに伴い、関連する規定の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 10 号、矢掛町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、当該条例に規定している青少年育成センターにおける青少年補導委員の名称について改正を行うものであります。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 11 号、やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、やかげ郷土美術館の常設展示観覧料につきまして、やかげ郷土美術館運営委員会等の御意見を踏まえ、免除対象者の枠を拡大させていただくものであります。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 12 号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、この改正は厚生労働省令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 13 号、矢掛町介護保険条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、第 9 期矢掛町介護保険事業計画を策定したこと及び国の法令が改正されたことに伴いまして、改正を行うものでございます。

矢掛町介護保険条例の一部改正につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間の第1号被保険者の介護保険料を定めるものでございます。第1号保険料は、国の標準段階が9段階から13段階へ見直され、低所得者の標準乗率の引下げ及び高所得者の標準乗率の引上げが行われたことを反映しております。

また、介護保険運営協議会の答申を踏まえまして、基準月額が据置き5,900円といたしております。介護報酬改定により給付費は上昇しますが、介護予防を推進し要介護状態になるのを抑制し、さらに、保険料上昇抑止策といたしまして、支払準備基金の取崩しをさせていただくことといたしております。

また、その他の条例につきましては、国の法令の改正に伴いまして、文言等の修正を行うものでございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第14号、矢掛町営駐車場条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、矢掛町営駐車場2か所の無料駐車時間を延長することに伴い、必要な改正を行うものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第15号、矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、水道法に規定する権限につきまして、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴い、条例中で引用しております省庁名称を改めるものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第16号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により準用される同条第1項の規定に基づき、この議会の議決を求めるものでございます。御承知のとおり、この計画に基づいて行う事業の財源として、後年度に元利償還額の7割が普通交付税措置される過疎対策事業債を特別に発行することができるものでございますが、このたび新たな事業展開を図るにあたり、この計画の一部を変更する必要性が生じたため、この議会に提出させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第17号、町道の路線認定について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、町道の認定にあたり、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第18号、権利の放棄について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、矢掛町住宅新築資金貸付金で回収不能となった債権の放棄につきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、この議会に提出し議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第19号から議案第22号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

なお、各議案につきまして、一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定、下水道事業会計の補正予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規

定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まずは、議案第 19 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 9 号）についてでございますが、今回の補正額は 1 億 8,800 万円の減額で、補正後の予算総額は 105 億 2,700 万円となっております。

内容につきましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧いただければと思います。

このたびの補正予算は、実績見込によります事業費の減額と一部不足が見込まれるものの増額等の調整がほとんどではございますが、諸支出金では、農業振興対策基金につきまして、今年度の事業実施状況を基に、令和 8 年度まで同様に事業を実施した場合に見込まれる不足額の積立金を計上し、財源の憂いなく農業振興対策を推進できるよう手立ていたしております。

また、教育費へは、B & G 財団から呼び掛けのありました能登半島地震の被災地に対する支援金を計上いたしております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 20 号、令和 5 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ 900 万円を増額し、補正後の歳入歳出総額を 16 億 6,500 万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、実績見込みに伴う高額療養費の増額と令和 4 年度実績確定に伴う返還金でございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 21 号、令和 5 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 3 号）についてでございますが、主な内容といたしましては、資本的収支において、国庫補助金の増額配分に伴います矢掛浄化センター耐震補強工事費、マンホール長寿命化工事費などにつきまして、それぞれ補正予算として計上させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 22 号、令和 5 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、今回の補正額は 200 万円の増額で、補正後の予算総額は 3,600 万円となっております。

内容につきましては、東三成地区で実施しております農業共済組合備中南支所の用地取得・造成等の事業につきまして、実績見込により事業費の調整を行うものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、議案第 2 号から議案第 22 号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 次に、議案の詳細な内容の説明を求めます。副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** それでは、議案第 2 号から第 6 号までの 5 議案について、私のほうから説明させていただきます。

まず、議案第 2 号、矢掛町監査委員条例等の一部を改正する条例制定についてですが、議案文を一枚おめくりいただきまして、改正文を御覧ください。

このたびの改正は、地方自治法の一部改正によりまして、この地方自治法の条文を引用しております 6 つの条例について、条ずれが生じたため一括して規定の整備を行うものでございます。第 1 条から第 6 条までそれぞれ 6 つの条例を改正をいたしております。具体的には、6 つとも地方自治法第 243 条の 2、これを 243 条の 2 の 8 に、項番号で第 3 項はそのままで、第 4 項を第 8 項に改正するものでござい

ます。6つの条例、同じ内容でございます。

この条文の内容ですが、職員の賠償責任についての規定で、法243条の2の8第3項が損害賠償について監査委員に監査を求める規定で、同じく第8項は議会の同意を得て賠償責任の全部又は一部免除できる規定でございます。

資料で新旧対照表も付けさせていただいておりますが、条番号等の改正のみでございますので、それぞれ御覧いただきまして、個々の改正文の説明は省略をさせていただきたいと思います。なお、施行日は令和6年4月1日でございます。

続きまして、議案第3号、矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について、説明させていただきます。

機構改革に伴いまして、課設置条例等6つの条例を改正いたしておりますが、説明は資料のほうでさせていただきますと思いますので資料番号2を御覧いただきたいと思います。

資料番号2、表紙をおめくりいただきまして、1ページ目で令和6年度の機構改革の内容で、現行と変更後を図示いたしております。町長の提案説明にございましたように、企画財政課を企画課と財政課に、健康子育て課を健康推進課とこどもみらい課に分けるものでございます。また、係として、総務防災課のデジタル推進室と産業観光課の地域振興係を企画課の所管として、こどもみらい課にこども家庭センターを設けるものでございます。

このたびの機構改革につきましては、行政需要が多様化する中でその役割を明確にするとともに、DX推進、人口減少対策をはじめとした各課横断的な事業展開、これを更に進めるため、一部企画課へ所管替えを行っております。また、点線から下の下段の図ですが、条例ではございませんが機構改革に合わせて規則で改正を予定しているものでございます。

まず、矢掛寮につきまして、現在、所管的に独立しておりますが、4月から福祉介護課の所管に、また、上下水道課の上水道業務係と下水道業務係を統合して業務係に、そして一番下の会計課会計係を出納室に名称変更するものでございます。

一枚おめくりいただきまして、2ページから、課設置条例の改正後の関係部分の条例の抜粋でございます。色付きの部分がそれぞれ改正の箇所でございます。

一枚おめくりいただきまして、次に5ページで、横向きになりますが5ページから課設置条例の新旧対照表でございます。少しめくっていただきまして、9ページをお開きください。ここから、機構改革に伴います委員会条例等の庶務担当課の名称変更でございます。9ページに振興計画審議会条例等3つの条例の庶務担当課を企画財政課から企画課にするものでございまして、一枚おめくりいただきまして10ページ、この2つの条例については、健康子育て課からこどもみらい課に名称変更するものでございます。なお、条例の施行日は、令和6年4月1日でございます。

議案第3号の説明は以上でございまして、次に議案第4号と議案第5号について、これも資料のほうで説明させていただきたいと思いますので、資料番号3と4を御覧いただきたいと思います。

まず、資料番号3で議案第4号の矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。表紙をおめくりいただきまして、新旧対照表で、まず第7条、育児休業職員の期末手当の支給の規定ですが、会計年度任用職員につきましては期末手当を別に規定をしておりましたが、勤勉手当が支給できるようになったことから職員の給与条例をそのまま準用することができるようになりましたので、この会計年度任用職員を除くという条文を削って職員と同様とするものでございます。

次の第8条は文言の追加で、この条例にこの後の条文で会計年度任用職員という文言が出てきますので、“(以下「会計年度任用職員」という。)”を追加させていただくものでございます。

議案第4号は以上でございまして、次に資料番号4で議案第5号、矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、表紙をおめくりいただきまして新旧対照表で説明させていただきます。勤勉手当が会計年度任用職員にも令和6年度から支給できるようになりましたので、所要の改正を行っております。

まず第2条で、勤勉手当の文言の追加でございます。次に、第7条はフルタイム会計年度任用職員の期末手当ですが、これまで勤勉手当が支給できなかったことから期末手当も別に規定を設けておりましたが、その必要がなくなりましたので職員の給与条例を準用するという規定に変えております。一枚おめくりいただきまして、第7条の2が勤勉手当の規定の追加、これが支給できることになりまして規程の追加を行っております。次の3ページの第17条と、それから次の4ページの第17条の2が、同様にパートタイム会計年度任用職員の期末手当と勤勉手当の規定の改正でございます。勤勉手当の額につきましては規則で定めることになっておりますが、フルタイム会計年度職員につきましては、基本的には職員と同じで2.05か月、パートタイム会計年度職員につきましては、月額職員の再任用職員と同じく0.975か月、日額の職員につきましては10日を予定いたしております。なお、施行日は令和6年4月1日でございます。

議案第4号と5号の説明は以上でございまして、次に議案書にまた戻っていただきまして、議案第6号、矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案文をめぐっていただきまして改正文でございますが、“第5条中、「500人」を「450人」に改める。”というものでございます。これ、条例定数を500人から450人に改めるというものでございますが、令和6年1月1日現在の実団員数418人で、条例定数500人と乖離が大きいために定数を見直すものでございます。附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、議案第7号、矢掛町開発事業の調整に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。説明は資料によって行いたいと思いますので、資料番号5を御覧ください。

資料番号5の表紙をおめくりいただきまして、まず、1として改正の背景でございます。町では、適正な開発事業の実施に関し必要な事項を定めた矢掛町開発事業の調整に関する条例を制定し、町民の健康で快適な生活環境の確保を推進しているところですが、大規模な自然災害や環境問題のほか、民間事業用地の大規模化など、町内の開発事業を取り巻く環境は大きく変化しています。

2として改正の目的です。災害リスクや環境に対する意識の高まりや国・県の許可基準を踏まえ、民間の開発事業を適正に把握し指導を行うことで、町民の健康で快適な生活環境の確保に寄与するため、社会経済情勢の変化を捉えた手続・基準等へ改正するものです。

3主な改正内容は、開発事業として事前に届出が必要な基準を改正するというもので、開発事業について、まず、アとしてその他の土地造成等について対象を1,000平方メートル以上に引き下げます。下の表を御覧ください。町開発事業届出対象として、①採土からその他の土地造成等、住宅以外の建物設置、住宅の建物設置と4つありますが、今回は2番目のその他の土地造成等の町への事前届出の基準を

1 万平方メートル以上から 1,000 平方メートル以上へ改めるものです。面積の下限を引き下げることによって、より多くの案件を把握し適正に指導することが可能になります。

続いて、イとして“国又は県へ許可申請をするものについては、重複を避けるため対象から除外します。”これらは、町を経由して申請がなされるものなので、その時点で町が把握できるため対象から外すものです。そのほか、表記の統一や誤字の訂正など、文言の修正を行います。

4 施行日といたしまして、令和 6 年 4 月 1 日。ただし、改正前基準で既に着工している事業については、令和 6 年 9 月末までの経過措置期間を設け、経過措置期間内に事業が完了した場合は届出の対象外といたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** それでは、議案第 8 号、矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。説明は、資料番号 6 で御説明しますので、そちらを御覧ください。

まず、1 の改正理由ですが、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）が改正され、令和 5 年 12 月 13 日に施行されたことに伴う条例改正でございます。

続きまして、2 の主な改正の内容ですが、まず、①の管理不全空家等の新設でございます。改正後の条例第 2 条に、これまでの空家等と特定空家等の間に、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等として、管理不全空家等を定義するものでございます。

続いて、②でございます。改正後の条例第 9 条に、管理不全空家等の所有者等に対する措置を規定するもので、第 1 項では、町長は当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導することができると規定するものでございます。第 2 項では、指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の具体的な措置について勧告することができると規定するものでございます。なお、この勧告を受けた管理不全空家等は、税の住宅用地特例から除外されることとなります。

つづいて、③改正後の条例第 10 条に規定する空家等の管理に関する民法の特例の新設についてでございます。空家等、管理不全空家等及び特定空家等について、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所又は地方裁判所に対し、民法の規定による財産管理人の選任の請求等を行えと規定するものでございます。

これまで民法では、建物等の所有者が不在・不明である場合などに、財産管理人の選任を利害関係人の請求により裁判所へ行うことができました。町としましては、税の滞納がある場合などに限り、利害関係人となって請求ができるものでございました。

改正後は、空家等の適切な管理のため特に必要があると認められるときは、先ほどの税の滞納などの条件を必要とせず、財産管理人の請求等を行うことができるようになるものでございます。

続きまして、次ページに移りまして④でございます。特定管理活用支援法人の指定等に関する規定の新設でございますが、町が特定非営利活動法人や社団法人等を空家等管理活用支援法人として指定することで、その支援法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、空家等の管理・活用に関する普及啓

発などの業務を行うことで、町の補完的な役割を果たしていく制度でございます。改正後の条例第 12 条では、特定管理支援法人の指定について、第 13 条では、支援法人の業務の内容、第 14 条では、町による支援法人の監督について、第 15 条では、支援法人に対する情報の提供等について、第 16 条では、支援法人による空家等対策計画の作成等に関する提案について、第 17 条では、支援法人から町に対して条例第 10 条に規定する財産管理人の選定に係る請求の要請が行える旨をそれぞれ規定をしております。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとさせていただきます。

議案第 8 号の説明については、以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 税務課長。

**○税務課長（妹尾一正君）** それでは、議案第 9 号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定につきまして、御説明させていただきます。

このたびの改正は、令和 6 年 2 月 21 日に地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、本条例の附則第 5 条の次に第 5 条の 2 を加えるものでございます。

それでは、資料で説明をさせていただきますので、資料番号 7 を御覧ください。

今回の改正は、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震による災害で、生活の基盤となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じた場合、災害の発生日が 1 月 1 日であるため令和 5 年分所得税、町におきましては令和 6 年度分個人住民税について、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特別な措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで 15 分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、午前 10 時 40 分まで休憩いたします。休憩。

午前 10 時 23 分 休憩

午前 10 時 38 分 再開

**○議長（花川大志君）** 少し早いですが、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、議案の説明を引き続き行います。教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** それでは、議案第 10 号及び議案第 11 号について、私から御説明申し上げます。

まず、議案第 10 号でございます。矢掛町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案書一枚おめくりいただきまして、条例第 5 条中の、青少年育成センターの“青少年補導委員”これを“青少年育成指導員”に名称を改正するものでございます。現行の青少年補導委員の業務内容は、町内小学校、中学校、高等学校の生徒指導担当の教職員を中心に委嘱しており、青少年育成センター主催——これ、教育課内にございますが、定期的に岡山県警察スクールサポーターや少年警察協助員等と情報交換の会議を行いながら、児童・生徒の相談やその指導業務が主なものとなります。青少年補導委員は、その名のとおり補導という業務に限定されますので、青少年の育成に重点を置いた実際の業

務内容に合わせるものでございます。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

議案第10号については、以上でございます。

続きまして、議案第11号、やかげ郷土美術館設置条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

一枚おめくりいただきまして、やかげ郷土美術館の常設展示観覧料の免除対象者の枠を拡大する改正でございます。具体的には、第6条第3項の第3号から第5号までを改正し、第6号を削るという内容でございます。

資料を用意しております。資料番号9を御覧ください。新旧対照表でございます。右が旧——現行でございます。第6条第3号につきまして、現行は町内の小学校及び中学校に在籍する児童又は生徒の学習活動のため観覧する時は免除という内容ですが、これを乳幼児、小学生、中学生又は高校生免除というものとし、町内に限らず高校生までを免除するということに改めます。第4号につきましては、現行は町内の小学校、中学校、保育園又は認定こども園の学習活動に引率する教職員免除、これにつきましても、町内に限らず引率する教職員等につきましては免除するということに改めるものでございます。現行の第5号につきましては、今回の改正は町内外の高校生以下を免除とするものでありますので、現行の第5号は不要となり、現行の第6号を繰り上げて第5号とするものでございます。

今回の改正は子育て施策の一環であり、また、若い世代の入館者が少ないことに対するやかげ郷土美術館運営委員会の御意見を反映させるものでございます。町内外を問わず、高校生までを観覧料免除の対象とすることで、子どもたちにとってより親しみやすい美術館とし、学習の場としても積極的に活用されることを目指しております。なお、特別展示につきましては、今までと同様、特別展示ごとに観覧料を決定し有料とさせていただきます。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

議案第11号についての説明は以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 議案第12号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例——平成26年矢掛町条例第13号、の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

地域型保育事業と申しますのは、利用定員が20人に満たない小規模な保育事業のことでございます。この地域型保育事業は、認定こども園などを連携施設として小規模保育を増やすことで待機児童の解消を図ることや、人口減少地域で隣接自治体の認定こども園と連携することで、地域の子育て施設を確保することを目的にしています。

矢掛町におきましては、現時点でこの地域型保育事業に該当する施設はございませんが、省令に基づきまして条例の整備をしております。

説明のほうは資料で行いますので、資料番号10を御覧ください。表紙をおめくりください。まず、1の改正理由ですが、厚生労働省令の改正に伴う改正でございます。昨年の12月22日に閣議決定されたこども未来戦略におきまして、保育所における4歳・5歳児の職員・保育士の配置基準の改正を行うこととされたことを受けまして、3歳児及び4歳・5歳児の配置基準について省令が改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。2の改正内容につきましては、保育士等の職員の配置基準の見直

してございまして、資料の表を御覧ください。改正条項は、第 29 条の小規模保育事業 A 型、第 31 条の小規模保育事業 B 型、第 44 条の保育所型事業所内保育事業、第 47 条の小規模型事業所内保育事業でございます。区分は 4 区分ございまして、今回改正がありますのは、下から 2 つ目の 3 歳以上 4 歳未満の児童と一番下の 4 歳以上の児童のところでございます。3 歳以上 4 歳未満の児童の現行の配置基準は、おおむね 20 人につき保育士 1 人ですが、改正後はおおむね 15 人につき 1 人の保育士を配置するという内容でございます。また、4 歳以上の児童の現行の配置基準は、おおむね児童 30 人につき 1 人を、改正後はおおむね 25 人につき 1 人の保育士を配置するという内容でございます。

最後に、施行日は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。なお、令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間は保育士の配置状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合には 1 年間延長できるという、改正規定を適用しないことができる旨の経過措置が設けられております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**〇議長（花川大志君）** 福祉介護課長。

**〇福祉介護課長（稲田由紀子君）** 議案第 13 号、矢掛町介護保険条例等の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。資料で説明させていただきますので、お手許の資料番号 11 を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして、1 ページを御覧ください。

まず、1 改正条例でございますが、第 1 条から第 6 条まで、6 条例を一括して改正させていただくものでございます。次に、2 改正理由でございますが、介護保険法、介護保険法施行令、厚生労働省令等の改正に伴う改正でございます。次に、3 概要でございますが、第 1 条では保険料の改正、第 2 条以降では町が指定する事業所に関する基準等が定められており、その内容等を改正するものでございます。次に、4 対象サービスでございますが、第 3 条に関する、地域密着型サービス事業所は、町内に地域密着型通所介護が 1 か所、小規模多機能型居宅介護が 1 か所、認知症対応型共同生活介護が 2 か所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が 1 か所の計 5 か所ございます。第 4 条に関する地域密着型介護予防サービス事業所は、町内に介護予防小規模多機能型居宅介護が 1 か所、介護予防認知症対応型共同生活介護が 2 か所の計 3 か所ございます。第 5 条に関する介護予防支援事業所は、町内に 1 か所、第 6 条に関する居宅介護支援事業所は、町内に 6 か所ございます。

それでは、一ページおめくりください。第 1 条は矢掛町介護保険条例の一部改正でございます。主な改正点は、保険料の標準段階が 9 段階から 13 段階へ見直され、標準乗率の変更でございます。また、標準段階が増えたことに伴う項の追加でございます。

改正内容につきましては、(1) 標準段階の適用の表を御覧ください。右の欄が改正後で、令和 6 年度から 8 年度までの介護保険料を規定しております。第 1 段階から第 8 段階の所得の要件に変更はございません。第 9 段階以上の方の所得区分を細分化し第 13 段階までとしております。

次に、介護保険料の額ですが、3 ページを御覧ください。保険料基準月額、先ほど町長の提案説明にもございましたが、第 8 期計画期間の基準月額を据置き 5,900 円としております。

次の表、保険料の額年額は、保険料基準月額 5,900 円に 12 月を乗じ、乗率を掛けて算出したものです。第 5 段階が乗率 1.0 で基準額となり、年額 7 万 800 円でございます。標準乗率は、国の改正にならない、低所得者層での引下げ、高所得者層での引上げを行っております。また、第 1 段階から第 3 段階の被保険者につきましては、減額賦課ということで、更に乗率を下げています。2 段書きになっている上段が、軽減後の額となります。介護保険料年額は、第 1 段階の方は年額 2 万 180 円に、第 2 段階の方は 3 万 4,340

円に、第3段階の方は4万8,500円に引き下げております。第4段階から第9段階までの保険料額の変更はございません。追加された第10段階の方の保険料は13万4,520円、第11段階は14万8,680円、第12段階は16万2,840円、第13段階は16万9,920円でございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございますが、経過措置として、この改正は令和6年度分以後の介護保険料に適用し、令和5年度以前の保険料は従前の例によるものでございます。

次に、一ページおめくりいただきまして、第2条は、矢掛町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正でございます。主な改正点は、介護保険法の改正に伴う文言の修正でございます。

改正内容としましては、申請者の資格を定めた第3条第1項中、看護小規模多機能型居宅介護が介護保険法に規定されたため、条文を引用するよう変更するものです。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。なお、矢掛町内に対象事業所はございません。

次に5ページを御覧ください。第3条から第6条までの4つの条例につきまして、合わせて御説明いたします。これらの条例は、矢掛町が指定する介護保険サービスを提供する事業所に関する基準等を定める条例でございます。1の主な改正点でございますが、次の表の説明のところに示しておりますように、同じ項目がそれぞれの条例に関連してまいりますので、一括で御説明いたします。

まず、介護療養型医療施設の廃止ですが、令和6年4月1日で廃止となるため、規定の削除や変更を行っております。次に、管理上の支障がない場合において、事業所管理者が兼務できる事業所の範囲が緩和されました。次に、デジタル化の推進に伴い、磁気ディスクなどの具体的媒体名でなく、電磁的記録媒体と文言を変更しています。次に、身体的拘束の禁止に関する規定ということで、身体的拘束等の禁止とやむを得ず身体的拘束等を行う場合の条件や記録を残すことの明確化の改正を行っております。また、身体的拘束等の適正化の取組は、令和7年3月31日までの努力義務としております。次に、サービスの提供に関する重要事項について、ウェブサイトへ掲載することの義務化で、これは、令和7年4月1日施行としています。次に、事業所に利用者の安全確保と業務の効率化に関する委員会を設置することの義務付けを規定しています。これは、令和9年3月31日までは努力義務としています。次に、協力医療機関との病状急変時の対応の確認義務付けを規定しています。また、入院が必要な際の体制の確保については、令和9年3月31日までは努力義務としています。

一ページおめくりいただきまして、次に、地域密着型特定施設入所者生活介護において、職員負担軽減に関する取組による人員基準の緩和を規定しております。次に、看護小規模多機能型居宅介護の定義を介護保険法から引用するよう変更しております。次に、居宅介護支援事業者を介護予防支援事業者として指定が可能になったことにより、基準等を規定しております。次に、介護予防支援事業所及び居宅介護支援事業所において、利用者との面接についての要件の緩和を規定しております。次に、居宅介護支援事業所における介護支援専門員の配置数の基準を変更しております。次に、居宅介護支援事業所の利用者へ、過去6月の間に紹介した訪問介護等事業者の割合について説明する義務を、努力義務に変更しております。

これらの条例の、施行期日は、令和6年4月1日でございます。また、一部経過措置もございますが、説明の中に示しております。

次の7ページからは、各条例ごとに条項ごとの主な改正内容についてまとめておりますので、後ほど御覧いただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

議案第 13 号の説明については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** それでは、議案第 14 号、矢掛町営駐車場条例の一部を改正する条例制定について、説明申し上げます。現在、矢掛町営駐車場として、おもてなし第 1・第 2 駐車場を設置しており、1 時間までを無料と定めております。

議案を一枚おめくりいただき、改正内容は、別表第 1 中“1 時間まで”を“3 時間まで”に改め、無料時間を 2 時間延長するものでございます。なお、新旧対照表を資料番号 12 として添付しておりますので御確認ください。

設置から 2 年が経過し、無料時間 1 時間を検証するため、令和 5 年 2 月 1 日より無料時間を 3 時間として実証実験を行ってまいりました。実験開始の令和 5 年 2 月から、新型コロナウイルスの 5 類移行前の 4 月までの 3 か月間において、前年同月間と利用台数を比較いたしますと、1 時間以内の利用が 770 台減り、2 時間以内の利用が 932 台、3 時間以内の利用が 450 台それぞれ増加しており、滞在時間が伸びたという結果でありました。

矢掛町観光振興ビジョンの観光振興における課題として、矢掛町内での滞在時間は短いため経済効果は極めて限定的と記されており、無料時間の延長は課題解決の一助となるものと考えております。

附則として、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** それでは、議案第 15 号、矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。このたびの改正につきましては、令和 6 年度から水道事業の所管省庁が変更となることから、条例中で引用する省令名称を厚生労働省令から国土交通省令に改正するものでございます。

説明につきましては、お手許に配付いたしております資料で説明させていただきますので、資料番号 13 を御覧ください。表紙をおめくりいただき、矢掛町水道事業給水条例の新旧対照表でございます。右側に改正前、左側が改正後でございます。

改正の内容といたしましては、先ほど御説明いたしましたとおりであります。改正箇所といたしましては、第 2 条第 1 項用語の定義の第 6 号及び第 43 条給水装置の基準違反に対する措置、第 2 項中で引用しております省令の名称 2 か所の改正でございます。なお、この省令は、給水装置の軽微な変更の内容を定めているものでございまして、その内容についての変更はございません。

附則といたしまして、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、議案第 16 号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、説明させていただきます。

一枚おめくりいただきまして、変更計画の本文ですが、条例改正の形式をとっております。変更箇所を赤字で示させていただいておりますが、有利な起債である過疎対策事業債の借入をするためにはこの計画に載っていることが必須でございます。今後、事業実施の計画をしているもので過疎対策事業債を充当する可能性のあるものについて、追加・修正させていただくものでございます。

それでは、個別に説明する前に、今回の変更内容を大まかに説明させていただきます。まず、健康管

理センターの改修ですが、健康管理センターの根拠法は国民健康保険法であり、健康づくりの対象者は国民健康保険被保険者でございます。これを改修後は、地域保健法を根拠法に全住民を対象とした保健センターという位置付けに変更するものです。

続いて、新たな事業、やかげの匠登録事業でございます。これまではブランド認定事業として、特色ある新たな特産品の開発・販売を促進してきましたが、今年度からこれに代えて、物ではなく店、販売店舗等をやかげの匠の店として登録し、PRをしていくというものでございます。

さらに、駐車場整備、また、従前と同様、道路改良の路線名の追加を行っております。

それでは、個別に説明いたします。まず、第1項第4号中、保健センターとしての役割として、赤字の部分でございますが、“町民の健康寿命の延伸と生活の質の向上のため、各種健診を実施し、病気の早期発見や生活習慣の改善に向けて保健事業に取り組む。”の一文を加えます。

続いて、第3項第2号中、“ブランド化を図る”を“ブランド化及び特産品の販売店舗等の登録を行う”に、さらに“・農産物のブランド化の推進”を“・農産物のブランド化及び特産品の販売店舗等の登録”に改め、同項第3号中(1)観光・レクリエーションの振興の項目で“観光駐車場整備事業”を追加、(3)過疎地域持続的発展特別事業の項目で“ブランド認定事業”を“やかげの匠登録事業”に改めます。

次のページに移っていただいて、第5項第3号中(1)市町村道道路の項目で、狭あい道路整備等促進事業に赤字の部分でございますが“町道岩屋前線、町道市場西線、町道市場中線、町道市場黒ヶ市線、町道市場藤ノ棚線、町道六反田内神線、町道行部2号線”を追加いたします。

続いて、第7項第1号中、まず、現況と問題点の部分ですが、赤字の部分“本町には保健センターはないが、国民健康保険施設として矢掛町健康管理センターがあり、トレーニングルーム・栄養指導・保健指導等の機能を有した町内の健康づくりの拠点となっている。しかし本施設は、昭和62年の竣工から、35年以上経過しているため、施設の老朽化対策が課題となっている。また、集団健診を実施するには各部屋が利用しにくく、現在は別施設を会場にしたり、エレベーターがなく高齢者や乳幼児連れの保護者が利用しにくくなっていることから、現在の用途に合った施設の改修を行う必要がある。”に改め、同項第2号中、その対策の部分ですが、“こうした場づくりとして、健康管理センターを国民健康保険施設から市町村保健センターに変更し、施設の改修を行うことで各種健診を始めとした保健事業を実施しやすくする。”を追加し、同項第3号中、次のページになりますが(3)保健センターの項目と矢掛町健康管理センター大規模改修事業を追加いたします。

つづいて、事業計画、令和3年度から令和7年度過疎地域持続的発展特別事業分中“ブランド認定事業”を“やかげの匠登録事業 町内で生産される農林産物、町産品を使った加工品、工芸品等を製造又は販売する店舗等について、やかげの匠登録店として登録し、町特産品の販売PRによる産業振興・地域活性化を図る。”に改めます。

議案第16号の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

**〇議長（花川大志君）** 建設課長。

**〇建設課長（渡邊孝一君）** それでは、議案第17号、町道の路線認定について、説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、町道の認定調書をお開きください。このたび認定する路線は、里山田地区の町道橋末線、路線延長163.3メートル及び小田地区の町道野田前仁王堂線、路線延長525.5メートルの2路線でございます。

次ページ以降に路線の位置図を貼付しておりますので御覧ください。

認定の必要が生じた理由といたしまして、まず、町道橋末線ですが、この路線はこれまで里道として地元による管理をされておりました。このたび、中山間地域農業農村総合整備事業によって施工され、拡幅道路となり、県道矢掛寄島線と町道橋本上谷線を接続する道路として路線を認定するものでございます。

次に、小田地区の町道野田前仁王堂線でございます。この路線につきましても、里道として地元による管理をされておりましたが、中山間地域農業農村総合整備事業によって施工され、拡幅道路となり、県道笠岡美星線と町道沖の堂羽賀峠線を接続する道路として路線を認定させていただくものでございます。

議案第 17 号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（稲田由紀子君）** 議案第 18 号、権利の放棄について、御説明申し上げます。これは、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、権利を放棄することについて、議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利の内容は、住宅新築資金貸付金に係る債権で、平成 3 年度に貸付を行ったものでございます。貸付金 640 万円のうち未返済額は、元金と利子を併せて 771 万 5,264 円でございます。

放棄する理由は、債務者が死亡しており、その相続人は全て相続放棄を行っています。また、保証人 2 人についても死亡又は自己破産をしており、今後債務履行の見込みがないと認められる状況でございます。放棄の時期は、令和 6 年 3 月 31 日でございます。

議案第 18 号についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、議案第 19 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 9 号）について、御説明申し上げます。今回の補正は 1 億 8,800 万円を減額するもので、内容につきましては、まず、歳入につきまして、若干説明をさせていただきますので、概要を御覧ください。

概要の一番下、財源内訳のうち上の特定財源については、この後、歳出を事項別明細書で説明する際、併せて説明いたしますので、ここでは下の一般財源の欄を御覧ください。

今回の一般財源は、それぞれ決算見込みによる調整を行っておりますが、町税は法人町民税 1,000 万円の減額、配当割交付金は 300 万円の減額、地方消費税交付金は 1,450 万円の減額、地方交付税は 4,621 万 1,000 円の増額でございます。

寄附金は一般寄附、繰入金は、プラス要因として地域開発事業特別会計からの繰入金 1,381 万 2,000 円、マイナス要因として財政調整基金繰戻しでマイナス 5,000 万円、トータルマイナス 3,618 万 8,000 円でございます。

続きまして、繰越明許費と地方債の補正がございますので、予算書 6 ページをお開きください。6 ページ、まず、第 2 表繰越明許費補正でございます。追加で 14 件、変更 1 件でございますが、いずれも事業の進捗経過により本年度中の事業完了が見込めないものとして繰越しを行うものでございます。

まず、追加分ですが、総務費としまして、ふるさと納税事業（先行予約分返礼品送付）、防災対策事業（里山田団地 1 号線）、浸水対策事業（中町裏排水ポンプ）、賦課徴収事業（税務システム改修）、戸籍住民基本台帳事業（戸籍システム改修）の 5 件、次に、衛生費としまして、新型コロナウイルスワクチン

接種事業、農林水産業費としまして、治山事業（治山流路工対策（寺谷））、商工費としまして、観光施設整備事業（駐車場整備）、次に、土木費としまして、道路メンテナンス事業（羽無東線1号橋）、道路改良（道整備交付金事業）（辻堂線ほか）、道路改良（起債事業）（藤ノ棚線ほか）、かわまちづくり事業の4件、最後に、教育費としまして、重要伝統的建造物群保存地区保存事業（伝建防災計画策定）、文化センター管理事業（ホールアンプ・スピーカー等更新）の2件、合計14件でございます。

次の変更分ですが、土木費としまして、狭あい道路整備等促進事業（北の前線ほか）が800万円の増額でございます。続いて、7ページ、第3表地方債補正でございます。まず、追加の健康管理センター事業でございますが、健康管理センター改修事業で、設計・地質調査委託分で過疎対策事業債でございます。変更は8ページにかけて12件で、それぞれ充当事業の実績見込みに伴いまして限度額の増減を行うものでございます。

続いて、事項別明細書の説明をいたします。予算書34ページをお開きいただきたいと思います。34ページ3歳出から説明させていただきます。今回の補正予算は、各事業の進捗に伴う事業費の調整を計上しておりますので、以下ではそれ以外の特徴的なもののみ説明をさせていただきます。

まず、総務費の1項総務管理費では、一般管理費へ会計年度任用職員の退職に伴う報償費を計上しておりますほか、事務的経費の不足見込額を計上しております。次の財産管理費では、庁舎修繕等の不足見込額を計上しておりますほか、次の企画費から地域振興費までは、実績見込による調整でございます。次の協働のまちづくり推進費へは、貸出用の草刈機の購入経費を計上しております。36ページに移りまして、次の駅前広場管理費は、矢掛駅の修繕に対する県補助金の計上に伴う財源更正、次の防災対策事業費では、事業費の調整を計上しております。2項徴税费、賦課徴收费では、国施策による定額減税実施のためのシステム改修費を計上しております。3項戸籍住民基本台帳費は、実績見込による調整でございます。

38ページに移りまして、3款民生費の1項社会福祉費及び40ページにかけての2項児童福祉費でも実績見込による調整を行っております。

42ページに移りまして、4款衛生費、1項保健衛生費も実績見込による事業費の調整を計上しておりますが、健康管理センター管理費では、改修の設計費等に過疎対策事業債を充当する財源更正を行っております。次の44ページ、2項清掃費から48ページの5款農林水産業費、3項林道維持費でも、各事業の実績見込による調整を計上しております。

次の6款商工費、1項商工費から、52ページの7款土木費、4項都市計画費にかけても、主に事業実績による調整と事業費の組換え、それに伴う財源更正を行っております。

次の8款1項消防費も、実績見込による調整を計上しております。

54ページに移りまして、次の9款教育費、1項教育総務費では、矢掛高校の魅力化事業補助金の減額及び小北中学校の給食食材費高騰対策補助金を計上しております。次の2項小学校費、3項中学校費、5項社会教育費でも、56ページにかけまして、事業実績見込によります調整や施設修繕料の追加などを計上しております。次の6項保健体育費では、本陣マラソン大会の規模縮小に伴う減額や、海洋センター、給食センターに係る実績見込による調整、燃料費の追加等を計上しております。

次の58ページ、10款災害復旧費も、実績見込による調整とそれに伴う財源更正でございます。

次の12款諸支出金では、1項基金費において、62ページにかけて、各基金の運用収入等による積立金を計上しておりますほか、最後62ページの一番下になります農業振興対策基金では、後年度の事業に備

えた積立金を計上いたしております。

最後に 64 ページでは、予備費といたしまして 52 万 4,000 円で調整をいたしております。

以上で、事項別明細の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** それでは、議案第 20 号、令和 5 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 900 万円を増額し、補正後の総額を 16 億 6,500 万円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書で、説明させていただきますので、8 ページをお開きください。

まず歳出ですが、1 の総務費は財源更生のみで補正額はございません。2 款の保険給付費の 2 項高額療養費は 800 万円の増で、これは実績見込みに伴う増でございます。次に、9 款の諸支出金の 1 項償還金及び還付加算金の償還金が 4 万 9,000 円の増で、令和 4 年度の実績確定に伴う返還金でございます。最後に、10 款の予備費で調整しております。

次に、歳入でございますが、6 ページにお戻りください。5 款の国庫支出金の 1 項国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金が 3 万円の増で、これはマイナ保険証の周知徹底費用の補助交付決定に伴うものでございます。6 款の県支出金の 1 項県補助金のうち保険給付費等交付金が 800 万の増で、これは歳出の保険給付費高額療養費の増額に伴うものでございます。最後に、10 款の繰入金の 2 項基金繰入金の支払準備基金繰入金 97 万円で調整しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** それでは、議案第 21 号、令和 5 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、御説明いたします。

まず、第 2 条、業務の予定量でございますが、建設改良計画で、管渠建設費を 1,500 万円増額し 7,123 万円の増、処理場建設費を 3,800 万円増額し 2 億 487 万円とするものでございます。

次に、第 3 条、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入を 5,300 万円増額し 6 億 3,700 万円に、資本的支出を 5,300 万円増額し 9 億 3,300 万円とするものでございます。

第 4 条企業債でございますが、起債の限度額を 2,800 万円増額し 1 億 9,620 万円とするものでございます。

2 ページを御覧ください。令和 5 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 3 号）実施計画書でございます。資本的収入及び支出でございますが、収入では資本的収入で、企業債を 2,800 万円増額し 1 億 9,620 万円に、補助金を 2,500 万円増額し 1 億 390 万円とし、補正後の資本的収入総額で 6 億 3,700 万円とするものでございます。

支出では建設改良費で、管渠建設費を 1,500 万円増額し 7,123 万円、処理場建設費を 3,800 万円増額し 2 億 487 万円とし、補正後の資本的支出総額で 9 億 3,300 万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、国からの防災安全交付金の補正予算配分を受けまして、管渠建設費では、マンホールの長寿化工事、処理場建設費では、ストックマネジメント計画の策定及び矢掛浄化センター塩素混和池棟の耐震補強工事について、令和 6 年度予算計画から前倒しして、令和 5 年度予算での実施とするものでございます。なお、これらの事業につきましては、令和 6 年度への建設改良繰越での実施を予定してございます。

また、このページ下の段には、令和５年度矢掛町下道事業会計補正予算（第３号）実施計画説明書を載せておりますが、内容が重複いたしますので御覧いただくことで説明につきましては省略させていただきます。

以上、議案第２１号の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、議案第２２号、令和５年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）について、御説明申し上げます。

第１条で、補正額でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２００万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３,６００万円とするものでございます。内容は、岡山県農業共済組合備南支所予定地の造成事業の調整で、事業費確定によるものでございます。

それでは三枚おめくりいただきまして、６ページ、７ページをお開きください。６ページ、上の歳入は、まず、土地売却収入で１６３万６,０００円の補正額で、補正後の額を３,２７３万６,０００円とするもので、前年度繰越金３６万４,０００円で調整いたしております。

歳出は、工事請負費、物件補償金、一般会計繰出金を事業費の確定に伴い補正を、最後に予備費３６万４,０００円で調整をいたしております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 町長から提案理由の説明並びに担当課長等から詳細な内容の説明が終わりました。

~~~~~

○議長（花川大志君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日５日の午前９時３０分から再開したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれにて散会とし、次の本会議は明日５日の午前９時３０分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会といたします。皆様御苦労さまでした。散会。

午前１１時２７分 散会